

国際関連情報 IFRS 解釈指針委員会報告

IFRS 解釈指針委員会の活動状況

IFRS 解釈指針委員会委員
富士通(株)財務経理本部 IFRS 推進室長ゆあさ かづお
湯浅 一生

2013年1月に行われたIFRS解釈指針委員会（以下「委員会」という。）について報告する。文中、意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

非支配持分に係る売建プット・オプションに関するガイダンス案

2012年5月に解釈指針案が公表され、コメント期間（2012年10月までの120日間）を経て、基準化に向けた議論が再開された。子会社の非支配株主が保有する持分、つまり非支配持分（Non-controlling Interests、「NCI」）について、その非支配株主が親会社に売却する権利（売建プット・オプション、以下「NCIプット」という。）を保有している場合の、親会社の連結財務諸表上での会計処理に関するガイダンス案である。解釈指針案開発の段階から非常に議論が多い案件であり、全世界から68件のコメントを受領した。

- コメントの分析と解釈指針の方向性

解釈指針案には、3つの質問事項が含まれていた。解釈指針の適用範囲、委員会としての合意事項、経過措置に関する質問である。

適用範囲については同意するコメントもあったものの、扱う対象が限定的で狭いものだと

う意見が多く出された。こうしたコメントを受けて、親会社だけでなく、連結グループ内の他の子会社が売り建てたプット・オプション及びフォワード契約についても適用範囲に含むこととした。また、経過措置については、遡及的に適用するという提案だったが、同意するコメントが多く、1月の委員会でも特に異存は出なかった。

合意事項すなわちNCIプットの会計処理については、行使価格を金融負債として当初認識した後、その変動を純損益に反映するというものだったが、多くの批判的な意見が寄せられた。企業会計基準委員会（ASBJ）からも、純損益での認識は、必ずしも経済実態を適切に表さない可能性があるとの懸念が示されていたように、有益な情報とはならないといった反対意見が多く出された。こうした反対意見は解釈指針開発段階においても十分認識されていたのだが、やはり予想どおりのフィードバックであった。また、NCIプットについて、あるいは自社の資本に係るすべてのデリバティブについて、広範囲に検討することを求めるコメントも多数見られた。

こうした市場関係者からのコメントを踏まえ、今後解釈指針として取りまとめる前に、国際会計基準審議会（IASB）に改めて方向性を確認することとした。ただ、仮に解釈指針とし

て決定する場合には（委員の中からは異論も出たのだが）、純損益認識として5月に公開した解釈指針案と同様の提案を踏襲することとした。実務ではばらつきがあり、多くの制約がある中では、現行基準の解釈として最善の策だという考え方である。その上で、短期的にはIAS第32号「金融商品：表示」第23項¹について要求事項の包括的な見直しをIASBに改めて求めることとした。

賦課金に関するガイダンス案

政府などの公的機関によって課される賦課金(levy)に関する会計処理のガイダンスについて、11月に引き続いて市場関係者からのコメント受領後の解釈指針の方向性について議論した。

• 対象とする「賦課金」の定義

解釈指針が対象とする「賦課金」の定義付けについて、政府等への契約による資源の提供の対価とは異なるものであることを確認した上で、改めてその定義を次のようにすることに暫定的に合意した。

法律や規則に基づいて、企業に対して政府により強制された資源の移転で、以下を除くものとする。

(a) 他の基準で適用される範囲の賦課金 (IAS

第12号「法人所得税」で取り扱う法人所得税など

(b) 法令違反に対して課される罰金その他の罰則

また、交換取引が対象か否かを客観的に判断することは困難であることから、解釈指針には含めないこととした。賦課金が資産か費用かの判断に当たっては他の基準を参照するとしたことは、11月の委員会の結論から変わっていない。

• 最低限の閾値を伴う賦課金の会計処理

解釈指針案を公表する段階では委員のコンセンサスを得られず、対象に含めなかったのだが、閾値を超えた場合に初めて課金される賦課金（たとえば1年間に一定以上の売上を計上した場合に課される賦課金）について、改めて会計処理をどうするかを議論した。まず、年度の財務報告を前提に、最低限の閾値を伴う賦課金の会計処理を決定するために、以下の項目について委員会で議論した。

(a) 閾値の論点は、認識あるいは測定のいずれの問題なのか

(b) 閾値を伴う賦課金のすべてに同じ会計処理を行うべきか

(c) IAS第34号「期中財務報告」のB7項（変動リース料）、B12項（税金費用）の設例に示される考え方は、期中財務報告に特有のものか、年次財務諸表にも適用されるものか

1 IAS第32号第23項「第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項に示されている状況を例外として、企業が自らの資本性金融商品を現金又はその他の金融資産で購入する義務を含んだ契約は、その償還金額（例えば、先渡購入価格、オプション行使価格、あるいはその他の償還金額の現在価値）について金融負債を生じさせる。これは、契約それ自体が資本性金融商品である場合でも当てはまる。一例は、自らの資本性金融商品を現金で買い取る先渡契約に基づく企業の義務である。IFRS第9号に従って金融負債が当初認識される場合、その公正価値（償還金額の現在価値）は、資本から振り替えられる。その後は、その金融負債はIFRS第9号に従って測定される。当該契約が、引渡しをすることなしに消滅する場合には、当該金融負債の帳簿価額は資本に振り替えられる。企業が自らの資本性金融商品を購入する契約上の義務は、購入の義務が相手方による償還権の行使を条件としている場合（例えば、企業自身の資本性金融商品を固定価格で企業に売却する権利を相手方に与える売建ブット・オプション）であっても、償還金額について金融負債を生じさせる。」

これまでの委員会の議論では、閾値の論点は、①測定の問題であるとして、閾値に達することが見込まれるのであれば、閾値に達する前であっても、累積的に負債を認識する（つまり期中報告期間末で閾値に達していなくても負債を一部認識する）考え方と、②認識の問題であって、閾値に達した後に初めて負債が生じるものとする考え方に分かれていた。

また、両者共にその拠り所としては、IAS 第34号の異なる項目を参照していた。①測定の問題であるとする論拠としては、IAS 第34号のB7、B12項の変動リース料、税金費用の設例を参照しており、これらの設例は閾値に達する前に見越計上することが示されていることから、この考え方を類推適用できるとしている。一方、②認識の問題であるとする論拠は、IAS 第34号の第29、31、32、39項、及び設例として示されたB2、B4、B11項を挙げている。つまり、IAS 第34号では、期中報告においても年次報告と同様の負債の認識原則が適用され、債務発生事象（閾値の到達）が生じていない限り負債は認識できないとする考え方である。

なお、IASBは2012年2月の審議会で、IAS 第34号の変動リース料に関する例示における論拠は期中財務諸表及び年次財務諸表の両方に当てはまるという見解を示しており、その結果、収益の閾値を満たす可能性が高い場合には、企業がその閾値に向かって進捗するにつれて、年次財務諸表においてその閾値を条件とする賦課金を徐々に認識する考え方を支持した経緯がある。

• 1月の委員会での議論

多くの委員は、賦課金支払いに関する債務発生事象は、最低限の閾値に達した後に実施された活動であること、つまり認識の問題として、閾値を達して初めて負債を認識すべきであるとする見解を支持した。なぜならば、この考え方

がこれまでの委員会での結論、及び、その結果として公表した解釈指針案の多くの考え方と整合的であるからである。

たとえば、解釈指針案のBC8項では、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」によれば債務発生事象はただ1つしかあり得ないという見解を示している。最低限の閾値のケースにおいて、閾値に達する前の活動は必要かもしれないが、現在の債務を生じさせるために十分ではない。また、解釈指針案の設例2では、当年の収益の創出により課される賦課金に関して、その金額を前年に創出した収益に応じて計算する例が示されているのだが、この場合、債務発生事象が生じるために前年の収益発生は必要ではあるが、十分ではないとされている（つまり負債は当年になって認識される）。最低限の閾値においても、これらの考え方と同様に、閾値に達するまでの収益等の創出は閾値に達するためには必要な行為ではあるが、債務発生事象としては十分ではなく、閾値に達した後の収益等の創出があって初めて負債を認識するという考え方である。

また、たとえば前年に収益の閾値を達成し、翌年に市場に参加していることを前提に前年の閾値を超えた収益に基づいた賦課金を支払うといった場合には、つまり支払いを生じさせる活動の根拠とならない最低限の閾値の存在は（認識のタイミングではなく）負債の測定に影響を与えるということを確認した。

• 期中財務諸表における賦課金の会計処理

11月の委員会では、多くの市場関係者のコメントを受け、複数の期中報告期間に行った活動に関連する賦課金費用を、見越計上や繰延計上を使用して他の期中報告期間に配分すべきかどうかについて議論したのだが、IAS 第34号では年度と期中財務報告で同じ認識の原則を適用しなければならないと明確に記載されている

ことを確認している。このことから、期中財務報告においては、解釈指針案に記載した考え方と同様に、以下のとおりであると結論付けた。

- (a) 期中報告期末に賦課金を支払う現在の債務がない場合に見越計上を行わない。
- (b) 期中報告期末に賦課金を支払う現在の債務が存在する場合に繰延計上を行わない。

一方、米国基準では複数の期中報告期間に渡り便益をもたらす、又は行われる活動に関連する年間の営業費用は、見越計上や繰延計上により、他の期中報告期間に配分することが許容されており、IFRSと差異が生じている。だが、IAS第34号を米国基準のように改訂すると、毎年繰り返して発生する他の営業費用の会計処理にも影響を与える可能性があるため、委員会はIAS第34号に賦課金に対応するための特別な要求事項を導入すべきではないとの結論に至った。

• 期中財務諸表の会計処理に関するスタッフ分析

1月の委員会では、直観に合わないという市場関係者のコメントや一部のIASBメンバーの見解を踏まえ、期中財務報告について例外的な取扱いができるか否か、スタッフの興味深い分析が提案されたので紹介する。

まず、期中財務報告の会計処理には、2つの別の考え方があるとしている。

(a) 「不可分」の原則 (“integral” principle)

期中報告期間は、年次報告期間の不可分の構成要素であるとする。この原則によれば、複数の期中報告期間に便益をもたらす年間の (annual) 営業費用が、見越計上や繰延計上によって他の期中報告期間に配分される場合がある。米国基準は一般的にこの「不可分」原則を採用している。

(b) 「分離」の原則 (“discrete” principle)

期中報告期間は、分離独立した会計期間であるとする。その上で、年次及び期中財務報告

で、同じ認識原則が適用されなければならないという考え方である。IAS第34号は、資産・負債・収益・費用の認識に「分離」原則を採用するとされる。ただし、IAS第34号はその設例においては、「分離」原則に従っていないように見受けられる箇所もあると考えられる (B7項の変動リース料、B12項の税金費用の見越計上の許容がこれに該当する)。

スタッフは、年度内に不均等に発生する季節性の収益や費用を期中報告で均等に「ならず (smooth)」べきではないものの、年次ベースでの現在の債務 (annual present obligation) から生じ、毎年繰り返し発生している費用 (annual recurring costs) については、IAS第34号の「分離」原則の例外として、見越計上や繰延計上により、他の複数の期中報告期間にも配分されるべきであるという提案を行った。この考え方は上記のIAS第34号B7、B12項の設例とも整合的しているものの、一方でIAS第37号や解釈指針案とは整合的ではなく、あくまでも期中報告期間の会計処理に特化した設例であるという整理をしようとした。

その上で、期中財務報告における費用認識パターンに対する関係者の懸念に対処するために、年次ベースでの現在の債務から生じ、毎年繰り返し発生している費用については、IAS第34号の「分離」原則の例外を導入する、つまり、複数の期中報告期間に配分可能とすることを提案した。これはIAS第34号の限定的な修正が必要になる。

• 1月の委員会での議論

だが、この提案は新たな混乱を招くだけだとして多くの委員から賛同を得られなかった。委員会では、IAS第34号の設例に矛盾があることは認めながらも、毎年繰り返し発生している費用 (annual recurring costs) あるいは年次ベースでの現在の債務 (annual present obliga-

tion) といった概念を導入すべきではないという意見が大勢を占めた。これらは定義があいまいで、対象となる費用の範囲が不明確になってしまうという懸念が多く委員から示された。賦課金の解釈指針という狭い範囲での検討ではなく、IAS 第 34 号の包括的な見直しを行うべきだという見解を採る委員もいた。筆者は、技術的には正しいが直観に反するとして多くの市場関係者のコメントと、IASB の一部の理事の意向に沿うものだと考え、スタッフの提案を支持する立場を採ったのだが、今回の提案内容にやや問題があることは認めざるを得ない。

結果的に委員会としては、期中財務報告においても年次の財務報告と同じ原則を適用すべきだという結論に至った。こうした見解を踏まえ、次回の委員会では解釈指針の最終案の文言について議論がされることになる。

退職後給付債務の算定に使用する割引率

この論点についても本誌 39 号にて紹介したのだが、1 月の委員会での議論の状況について触れてみたい。やはり市場関係者の声を踏まえて委員会として対応しようとしたのだが、難しい状況となっている。

●問題の背景

退職後給付債務を算定する際に使用する割引率について、IAS 第 19 号「従業員給付」の第 83 項には、優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならないとされている。一般的に知られている格付機関が、最上位 2 つの格付のいずれか（たとえば Standard & Poor's の AAA 又は AA）を与えられている場合には、その社債は優良社債であると考えられるのだが、問題の背景には、昨今の金融危機の影響により、AAA あるいは AA の格付を持つ社債の

数が、著しく減少していることがある。以前よりも数少ない社債の取引が市場の利回りに影響を及ぼし、観察可能な市場金利が歪められ、結果的に割引率が歪められてしまう可能性があるのだが、数が少なくなったとしても引き続き AAA 及び AA 格の社債のみが「優良社債」に該当すると考えられるか、A あるいは BBB といった、低い格付を持つ社債も含めるべきかということにある。

11 月の委員会では、IFRS には優良社債が AAA 又は AA のみの格付を持つ社債であるなどといった規定が定められているわけではなく、基本的には判断の問題であるとしながらも、経済環境が大きく変わっている中で極めて重要な問題であることから、退職後給付債務の測定に使用される割引率に求められる要件をより明確化できないか、対応方針を検討することとした。

なお、割引率についての具体的なガイダンスは IAS 第 19 号の第 83～86 項に示されている。要約すれば以下のとおりとなる。

- (a) 割引率は、報告期間末における優良社債の市場利回りを参照して決定すべきものである。
- (b) そのような債券に厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用しなければならない。
- (c) 社債又は国債の通貨及び期間は、退職後給付債務の通貨及び予想期間と整合的でなければならない。
- (d) 割引率は、貨幣の時間価値を反映する。
- (e) 割引率は、数理リスクあるいは投資リスクを反映しない。
- (f) 割引率は、企業の債権者が負う企業固有の信用リスクを反映しない。
- (g) 割引率は、将来の実績値が数理計算上の仮定と異なるリスクを反映しない。

• 1月の委員会での議論

こうした問題を解決する方策として、スタッフは保険契約プロジェクトでのIASBの議論を参照しながら、退職給付債務に係る割引率を決定するためのガイダンスを開発すること、そのガイダンスは階層的なアプローチを採るべきだと提案した。すなわち、優良社債を用いて割引率を決定する際、企業はまず信用リスクが最小限の社債と非常に低い社債（つまりAAA格の社債とAA格の社債）を使用すべきだとする。そのような優良社債の数が信頼性のある割引率を決定するのに十分でない場合には、信用リスクが最小限の社債と非常に低い社債に加えて、信用リスクがより高い社債（つまりA格やBBB格の社債）を、追加的な信用リスクに係る市場プレミアムを除去するための調整を加えた上で使用し、割引率を決定すべきだとする。債券の範囲を拡大しても依然として割引率を決定するのに十分ではない場合には、国債の利回りを使用すべきという提案である。また、こうした判断に役立つための設例も提案された。

ところが、このスタッフ提案は、様々な問題を含んでいることから、委員の支持を全く得ることができなかった。まずこの提案が極めて技術的なもので、ガイダンスというよりむしろ規則でしかないという批判が多くあった。しかも優良社債に厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回りを使用しなければならないとするIAS第19号と整合しない。さらには、2005年の委員会（当時はIFRICと称した）で、優良社債に厚みのある市場がない場合に、国債の利回りではなく、合成的に策定した優良社債と同等の債券の利回りを使用してはならないと結論付けているのだが、この判断とも矛盾する

ことになるとの指摘もあった。

そもそも「優良社債の利回りを使用する」ことの意味は何か、原則に立ち返って検討すべきではないかということになった。退職給付債務の算定に使用する割引率として「リスク・フリー」となる利回りを使用すべきだというのが基本的な原則ではないかというのが多くの委員の認識ではあったものの、コンセンサスは得られなかった。改めてその意図の確認と明確化をIASBに求めるべきであろうということになった。

欧州を中心に金融危機の影響を受けて提起されたこの問題だが、市場関係者の声を踏まえて緊急的な対応を検討したものの、一筋縄ではないことが判明した。改めてIASBの意向を踏まえながら対応していくことになると考えられる。

その他

1月の委員会で取り上げた案件は、いつにも増して盛りだくさんであった。そうした中、本誌での紹介が、今回3件のみに留まっていることに大変恐縮している。

委員会の役割が拡大され、単に現行基準での解釈を検討するというだけではなく、市場関係者の声を可能な限り反映したいという強い意志を持って、多くの案件を積極的に取り上げていると実感する。IASBの意向を確認しながら、建設的に限定的な基準の見直し提案も含めて対応するということなのだが、実際に取り組んでみると多くの制約があって非常に難しいと、特に今回の委員会で改めて感じた次第である。